

## 昭和十三年鉄道省・内務省令第一号

陸上交通事業調整法施行規則

陸上交通事業調整法施行規則左ノ通定ム

**第一条** 陸上交通事業調整法第三条第一項ノ会社ノ合併又ハ分割ノ協定ノ認可申請書ニハ当事者連署（新設分割ノ場合ニ於テハ署名）ノ上左ノ書類ヲ添附シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ

- 一 合併契約書又ハ分割契約書（新設分割ノ場合ニ於テハ分割計画書）ノ謄本
- 二 合併又ハ分割ニ関スル株主總會ノ議事及決議ノ要領書又ハ無限責任社員若ハ総社員ノ同意書ノ謄本
- 三 合併又ハ分割ノ方法ニ関スル説明書（株式割当等ノ比率算定ノ基礎ヲ附記スルコト）
- 四 合併後存続スル会社若ハ合併ニ因リ設立スル会社又ハ分割ニ因リ事業ヲ承継スル会社ノ定款ノ謄本
- 五 事業収支概算書

**第二条** 陸上交通事業調整法第三条第一項ノ会社設立ノ協定ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ当事者連署ノ上国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ

- 一 發起人ノ氏名及住所
- 二 会社ノ主タル事務所ノ設置地、商号及資本ノ総額
- 三 会社ノ目的タル事業ノ大要
- 四 現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格並ニ之ニ対シテ与フル株式ノ種類及数並ニ其ノ説明

② 前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

- 一 定款ノ謄本
- 二 事業ノ譲受又ハ管理ノ受託ヲ為サントスルトキハ第三条ノ規定ニ準ズル書類
- 三 建設費又ハ興業費ノ概算書及事業収支概算書

**第三条** 陸上交通事業調整法第三条第二項ノ事業ノ譲受若ハ譲渡又ハ管理ノ委託若ハ受託ノ協定ノ認可申請書ニハ当事者連署ノ上左ノ書類ヲ添附シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ

- 一 譲受若ハ譲渡又ハ管理ノ委託若ハ受託ニ関スル契約書ノ謄本
- 二 譲受ノ価額又ハ管理ノ報酬金額ノ説明書
- 三 譲受ノ価額支払ニ関スル説明書（支払ノ方法、時期等ヲ記載スルコト）
- 四 譲受若ハ譲渡又ハ管理ノ委託若ハ受託ニ関シ公団ノ議事、株主總會、無限責任社員、総社員又ハ組員ノ決議又ハ同意ヲ要スルトキハ其ノ議事及決議ノ要領書又ハ同意書ノ謄本
- 五 鉄道財団、軌道財団又ハ道路交通事業財団ヲ目的トスル抵当権ノ設定アルトキハ抵当権者ニ対スル催告書又ハ抵当権者ノ同意書ノ謄本

**第四条** 陸上交通事業調整法第三条第二項ノ事業ノ共同経営ノ協定ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ当事者連署ノ上国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ

- 一 共同経営ヲ為ス期間
- 二 共同経営ノ範囲及方法
- 三 収入ノ割賦及支出ノ分担ノ方法
- 四 共同経営ヲ為ス期間
- 五 其ノ他参考トナルベキ事項

② 前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

- 一 共同経営契約書ノ謄本
- 二 共同経営ニ関シ公団ノ議事、株主總會、無限責任社員、総社員又ハ組員ノ決議又ハ同意ヲ要スルトキハ其ノ議事及決議ノ要領書又ハ同意書ノ謄本
- 三 共同経営ノ為会社ヲ設立セントスルトキハ第二条ノ規定ニ準ズル書類

**第五条** 前四条ニ規定スル協定ノ認可申請ニ伴ヒ之ト同時ニ左ニ掲グル事項ニ付許可又ハ認可ノ申請ヲ為サントスルトキハ鉄道事業法、軌道法、道路運送法又ハ之ニ基キテ発スル命令ニ規定スル書類又ハ図面ヲ協定ノ認可申請書ニ添附スベシ

- 一 鉄道又ハ軌道
  - イ 起業目論見書記載事項、線路又ハ工事方法ノ変更ニ関スル事項
  - ロ 工事施行ニ関スル事項
  - ハ 車両ノ設計又ハ設計ノ変更ニ関スル事項
  - ニ 運賃又ハ料金ノ制定若ハ変更ニ関スル事項
  - ホ 他ノ鉄道又ハ軌道ノ車両運転ニ関スル事項
  - ヘ 運転速度又ハ度数ノ制定若ハ変更ニ関スル事項
  - ト 運輸営業ノ休止又ハ廃止ニ関スル事項
  - チ 其ノ他必要ナル事項
- 二 旅客自動車運送事業
  - イ 事業計画ノ変更ニ関スル事項
  - ロ 専用自動車道ノ工事施行ニ関スル事項
  - ハ 専用自動車道ノ工事方法変更ニ関スル事項
  - ニ 事業ノ休止又ハ廃止ニ関スル事項
  - ホ 其ノ他必要ナル事項

② 前項ノ規定ハ地方運輸局長又ハ都道府県知事ノ許可又ハ認可ヲ受クベキ事項ニ之ヲ適用セズ

**第六条** 陸上交通事業調整法第三条第二項ノ連絡上必要ナル線路其ノ他ノ設備ノ新設、変更又ハ共用ノ協定ノ認可申請書ニハ当事者連署ノ上左ノ書類ヲ添附シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ

- 一 当該協定ニ関スル契約書ノ謄本
- 二 線路ノ新設ガ免許、許可又ハ特許ヲ要スルモノナルトキハ鉄道事業法第四条、軌道法施行規則第一条、又ハ道路運送法施行規則第四条ニ規定スル書類
- 三 新設、変更若ハ共用ガ線路、工事方法、事業計画若ハ起業目論見書記載事項ノ変更ノ認可申請ヲ要スルモノナルトキ又ハ新設、変更若ハ共用ニ伴ヒ他ノ鉄道若ハ軌道ノ車両ヲ運転セントスルトキハ鉄道事業法施行規則第七条、第十四条、第十六条、第二十条、軌道法



条、第二十二條第一項、第二十四條第二項、軌道建設規程第三十四條第二項、無軌条電車建設規則第六十一條、軌道運轉規則第二條、道路運送法第四條、第十五條及び第四十二條ノ二第七項、第三十五條（第四十二條ノ二第十三項及び第七十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三十六條（第四十二條ノ二第十三項及び第七十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三十八條（第七十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三十九條（第七十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第四十二條ノ二第一項、第四十七條、第七十五條第三項ニ於テ準用スル第五十條第一項、第七十五條第三項ニ於テ準用スル第五十四條、道路運送法施行規則第三十六條、旅客自動車運送事業等報告規則第二條及び一般自動車道構造設備規則第二條ノ規定ニ依ル免許、特許、許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

**第二十二條 削除**

**第二十三條** 本令ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書其ノ他ノ書類ハ鉄道若ハ軌道又ハ旅客自動車運送事業ノ線路ノ所在地ヲ管轄スル地方運輸局長ヲ經由スベシ但シ事件ガ二以上ノ地方運輸局長ノ管轄区域ニ関スル場合ニ限り其ノ起点ノ所在地ヲ管轄スル地方運輸局長ヲ經由スベシ

**附 則**

- ① 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- ② 第二十一條ノ規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間同条中「軌道運轉規則第二條」トアルハ「軌道運轉規則第二條、附則第三項ノ規定ニ依リ準用スルモノトサレタ鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十九号）第一条第四号ノ規定ニ依ル廃止前ノ鉄道運轉規則第五條」トス

**附 則**（昭和一五年三月二六日鉄道省・内務省令第一号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**附 則**（昭和一六年五月二七日鉄道省・内務省令第四号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**附 則**（昭和一八年一一月一日運輸通信省・内務省令第一号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**附 則**（昭和二〇年五月一九日運輸省・内務省令第一号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**附 則**（昭和二三年七月一〇日運輸省・建設省令第一号）

この省令は、公布の日から、これを施行する。

**附 則**（昭和二四年六月一日運輸省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一二年一二月二八日運輸省・建設省令第一八号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則**（平成一三年三月一五日国土交通省令第三七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一四年三月八日国土交通省令第一九号）

この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

**附 則**（平成一五年五月一三日国土交通省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一七年三月七日国土交通省令第一二号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一九年四月三日国土交通省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。